産　　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年２月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 28 年２月 25 日

経済産業大臣　林　　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

記

廃止された日本工業規格

飛行機の飛行性	W0402
飛行機構造完全性プログラム要求事項	W0620
航空機―搭載機器の環境条件及び試験手順通則	W0811
航空機搭載機器―環境条件及び試験手順	W0812
航空機―搭載機器の環境条件及び試験手順―特定防火区域内での耐火性	W0813
航空機用機器―搭載用機器の環境及び作動条件―湿度―温度―圧力試験	W0814
航空機用機器の環境試験―定常加速度	W0821
航空機用機器の環境試験―第３．４部：音響振動	W0822
航空機用機器の環境試験―電気機器の絶縁抵抗及び耐電圧試験	W0823
航空機油圧系統及び非常空気圧系統の試験通則	W2909
航空ターボジェットエンジン及びターボファンエンジン通則	W4601
航空ターボシャフトエンジン及びターボプロップエンジン通則	W4606
航空機電気系統の設計及び装備通則	W7201
航空機用電子機器の装備及び試験通則	W7202

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人足立敏彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 28 年２月 25 日　　東京法務局

元当局所属公証人有本恒夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 28 年２月 25 日　　横浜地方法務局

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 28 年２月 25 日　　関東経済産業局長　鍛治　克彦

名　　称	Ferrari Financial Services Japan株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー
登録番号	関東（個）第83号
営業廃止年月日	平成27年12月16日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＡＧＣエンジニアリング株式会社　福間　一郎　千葉県千葉市美浜区中瀬２－６－１　国土交通大臣許可（般・特―22）第7926号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年12月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　協和産業株式会社　樋口　裕幸　東京都杉並区上井草２―19―20　国土交通大臣許可（般―22）第10751号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年12月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本アイビーホーム　横内　利佳　埼玉県さいたま市大宮区上小町30―37　国土交通大臣許可（特―27）第23647号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年12月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイニチ株式会社　吉村　　仁　東京都千代田区内幸町１－１－１　国土交通大臣許可（般―24）第8747号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年12月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 25 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新栄不動産ビジネス株式会社　新田　隆範　東京都新宿区新宿６―24―16　国土交通大臣許可（般・特―25）第20189号